

※  
弁護士業務委員会主催  
2005・10・21(金)

# 組織内弁護士の座談会

第3回  
全3回連載予定

※2006.8.30「弁護士業務センター」に改称

## コメンテーターの紹介



鈴木 均 ●*Hitoshi Suzuki*  
金融庁総務企画局総務課人事調査官



小島 唯史 ●*Tadashi Kojima*  
金融庁総務企画局総務課



小出 啓次 ●*Keiji Koide*  
金融庁総務企画局企画課



増田 健一 (40期) ●*Kenichi Masuda*  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所  
アドミニストレーション・パートナー



伊藤 憲二 (49期) ●*Kenji Ito*  
H15.6～H17.6  
公正取引委員会事務局総局官房総務課審決訟務室にて勤務



池田 和世 (51期) ●*Kazuyo Ikeda*  
H17.5～  
金融庁総務企画局市場課にて勤務(現職)



太田 大三 (51期) ●*Taizo Ota*  
H15.7～H16.6  
経済産業省特許庁総務部総務課工業所有権制度改正審議室にて勤務



### モデレーター

幸村 俊哉 (46期) ●*Toshiya Yukimura*  
(H17年度弁護士業務委員会副委員長)  
H11.1～H12末  
金融再生委員会事務局金融危機管理課にて勤務



### 司会

谷垣 岳人 (44期) ●*Taketo Tanigaki*  
(H17年度弁護士業務委員会委員)  
H12.6～H14.6  
金融庁検査局にて勤務

## 行政官ならではの経験は？

【幸村】 いま国会の待機の話があったんですが、僕なんか国会の質問取りに行ったり、議員さんのレクに行ったり、そういう弁護士ではできない経験をさせていただきました。特に再生委員会の場合には大臣と直接話す機会がか

なりあって、すぐ目の前にいてレクをして、あとは国会議員の先生のところに行ってレクをして、そういうちょっと弁護士では得がたいような経験をさせてもらってよかったと思うんですが。

【伊藤】 私の場合、公正取引委員会というところは準司法機関と言われるんですが、通常の行政機関よりはむしろ司

法に近いと言われているところなんです。私のやっていた仕事も行政不服審査という裁判類似の手続きであったり、あるいは指定代理人という、これはまさに裁判所に行って通常の訴訟業務をやるということがあったので、そういう意味ではかなり類似性はあったんですが、例えばその類似性があるとしても審決取消訴訟とい

う行政訴訟があるわけですが、それは例えば東京高裁が専属管轄で、いきなり東京高裁から始まるわけです。しかも長官が必ず裁判長になって5人の合議体という特別法廷が開かれるわけです。通常、弁護士をしていると5人がそろそろ出てくる法廷というのは、まずなかなか経験できないだろうということは一つあります。

それと、そこで例えば公正取引委員会側が負けたりすると、最高裁に上訴するということになります。一審の次は最高裁だという話になるわけで、私も在任中に2本上告受理申立書とその理由書を起案しました。弁護士をやってもそういうことはありますが、次は直ちに最高裁という感じで、その近さがかなり違うんじゃないかという気がしました。しかも敗訴すると新聞にも大々的に報道されるなど、やはり影響が大きい事件が多いという感想を持っています。

行政官としての経験という意味では、やはり法改正の絡みで規則を変えたりするという仕事は、どういうふうに法律なり、あるいは規則なりができていくのかということをつぶさに見ることができて興味深かったです。逆に言うと弁護士の仕事は出来上がった法律をいろいろ解釈するわけですが、立法当時にどういう議論がなされてできていくのかという、法律のまた違った側面を見ることができたとい

うのは非常に得がたい経験だったと思います。

**【幸村】** そうですね。確かに立法作業というのは弁護士ではする機会がないので。僕も預金保険法とか金融機関の更生特例法の改正をやらせてもらいましたが、あれは非常にいい経験だったと思います。

太田先生なんかはそのへんはもう専門的にやられたので、どうでしょう。

**【太田】** 私のところでは立法案の策定。具体的に言いますと、審議会というのがあります。学識経験者の方々、それから企業の方々、官庁の出身の方々を含めてそういう審議会の事務局的な仕事をしました。弁護士と比べておもしろかったのは、非常に高名な先生方と学者の先生方と色々な話を個人的に議論できたり、疑問をぶつけると教えてくれることです。

学生のときは別にして、弁護士になると例えば民事訴訟法であれば伊藤眞先生とか、特許法であれば中山信弘先生といった方に、なかなか弁護士が直にアポを取って、ここを教えてほしいんだけどと言ってもなかなか難しいと思います。しかし省庁でそういう立法作業に入ってくるといろいろなことを学者の方々と議論しながら進められるというところで、アカデミックな意味でおもしろかったです。

さらに、私はたまたま200億円の裁判が出た青色発光ダイオードの判決が出たときに、職務発明の条文の改正案

策定をやっていましたので、非常に政治的な意味でもおもしろさがありました。

条文案をつかった後は、内閣法制局の審査を受けます。それから国会に提出された後に、レクという言い方を幸村さんがされていましたが、国会議員に説明して、それから質問取りという形で質問を取って、それに対する想定問答をつくり、国会答弁をつくります。そういう仕事をやらせていただきましたので、準司法機関というよりは、完全な行政機関としての仕事をやらせていただいたことは非常に興味深かったです。テレビでみる国会議員の質問というのは、こういうふうに質問がなされて、答弁というのはこういう答弁がこんないろいろな人たちの努力によって成り立っているんだな、と知ることができただけでも大変勉強になりました。

**【幸村】** そうですよ。弁護士のいる司法の世界は政治とか世の中の動きと少し外れているところがありますよね。3本の矢という本が昔ありましたが、政と官と財の3本の矢の外に司法がいるような感じがしますね。行政の世界に行くと、そういう世の中の動きと言うか、世の中の仕組みが非常によくわかるというのが僕もよかったと思います。

池田さん、どうですか。現職で。

**【池田】** 私はまだ途中なので一通りは経験していないので

すが、特に法案作成に関して、法案作成の過程で行われる金融審議会に関わって、そのためにいろいろなことを調べ議論の土台となる資料をつくったり、法案に関わる他省庁と折衝をしたり、法制局という法案の審査をするところで条文について審査いただいたり、さまざまな貴重な経験をさせていただいております。法制局ではとても緻密な議論をすることになりますが、こんなに緻密な議論をして法律をつくっているのかととても勉強になりました。今、担当している法案が成立するかどうかはまだわかりませんが、もし成立すれば、本当に感動するだろうと思ひながら、やっております。

弁護士時代にあまりなかった苦労もありますが、弁護士としてはなかなか経験できない楽しい面もあります。

金融庁は、仕事熱心な方が多くて、よくみなさんで熱心に議論をしています。そういう中で一緒に議論をしていると、少し雰囲気が悪くなることもあります。いろいろな視点に気付いても楽しいものです。

私は、条約に関わる業務等もやっております。金融庁所管法令に関連し得るある条約について、その批准に向けた法制審議会の推移をみながら検討作業をやっています。条約の批准に向けた具体的な手続がどんなものかといったイメージはあまりわかかなかったのですが、そういった手続

にも携わることができ、貴重な経験をさせていただいていると思っております。

なお、私が金融庁で勤務してきた中ですごく印象に残っているのは、隣の課で担当している法案が国会で可決されたときにその課から歓声が聞こえてきたことです。私自身が担当している法案はまだ作成作業段階であり、自分自身はまだこのような経験をしていないのですが、きっとチームの作業というのはこういう楽しさがあるんだろうと思っております。

【谷垣】 私の場合は立法作業とか、そういうことではございませんでしたが、弁護士ではなかなか経験できないようなこととして、いわゆる金融検査を経験できたということがあります。

大きい部屋に当時、200～300人の検査官がいる検査官室というところにいて主要行部門に所属しており、検査というのはだいたい年に3つか、せいぜい4つ、金融機関を2～3か月くらいのタームで検査をしていく。だいたいチームが十数名から二十数名。多ければ40名くらいのときもありました。

金融機関に直行直帰で、ある意味ずっと同じ釜の飯をそのチームで食べるということのおもしろさというのもありました。それから、金融機関の組織とはどんなふうになっているとか、経営者の方がどんなことを考えているとか、あるいは合併のときにど

んないざこざがあったかといったことも含めていろいろ教えていただきました。

今になってそれが役立っているかと言うと、よくわかりませんが、金融機関の実態というものを勉強させていただいたということです。

## 復帰してからの公務員経験の成果は？

【幸村】 公務員経験が直接弁護士業務に活きるということは僕の場合はあまりなかったんですが、やはり世の中のことをよく知ったということは間接的に生きてきていると思います。いま谷垣さんが検査で銀行に行って貸出債権の内容とかですかね、そういう検査をしていたという話をされたわけですが、私も資産判定という作業の中で同じようなことをしましたが、そうすると貸出先のこともよくわかるわけで、そういう意味でいろいろなこと、弁護士だけやっていたら自分のクライアントのことはわかるけれど、それ以外のことはわからないと思いますが、本当にいろいろな世の中のことを知ることができて、非常によかったと思っております。

いろいろな経験で、いろいろな人と仕事できて非常によかった。さっきチームという話があったんですが、僕の場合、チームを組んでいた再生委員会というのは各省庁、ほとんど金融に関係している課はほとんどすべての省庁か

ら来ていて、その他にも公認会計士さんや日銀の人などいて、一緒に企業の財務諸表をかなりの数、本当にものすごい数を見て、そういう勉強にもなりました。僕は専門は倒産関係で企業再生が多いのですが、そういう意味でも今は財務諸表の見方とか非常に役に立っています。

【太田】 事務所のほうは、私の場合、1年だったということもあって、そんなに違和感なく事務所のほうに戻っています。そういう意味では顧客もそれほど変わらないまま、嫌だなど思っていた事件ほどこだいたい残っていました。

経験自体が弁護士業務に生きているかについては、一つは本当にそうかは別にして特許庁に行ってきたから、特許のことをよく知っているだろうと思われるので、意識的にそこをアピールしなくても仕事が増えていくということはあると思います。

さらに、自分なりに担当した法律に対しての知識が増えているものですから、その分野の仕事が来たときに、従来そこまで考えられなかったところまで、気付くようになりました。直接自分が担当していた条文というのは、やはりまだ改正になったばかりなのでそれほどよく問題になるわけではないのですが、そのときに詰めたこと、いろいろと議論したことというのは、おそらくその関係の仕事ではかなり生きてくるところはあると思います。

さらに私の場合は、自分の行っていた省庁から多少仕事がその後来たりとか、そういうこともありました。

【伊藤】 私は事務所を移ったこともあって仕事はガラリと変わっています。その中で独禁法の仕事はかなりの比重を占めています。独禁法というのは特有の性格を持った法律だと私自身は思っているんですが、非常にあいまいと言うか、なかなか判断するのが難しい法律で、いろいろな要素を総合判断して決める場面が非常に多いという特徴があります。そうすると行政庁内で、どういうふうと考えられるのかについて、100%正しいかどうかは、なかなか言えないところがありますが、ある程度の当たりはつくという意味でのメリットはあるかなと思っています。

それと個人的によかったと感じるのは、やはり2年間という期間を独禁法なり、その関係諸法令をじっくり勉強する時間が持てたという点です。それも実際に実務に関与しながら勉強する時間があったということです。弁護士の生活をしていると、やはり事件処理が非常に重要になってくるので、そう落ち着いて一つの法律の全体を勉強する機会はないんじゃないかと思うんですが、やはり所管省庁に入って実務をやりながらその法律の隅から隅まで勉強するというのは、自分の財産になっていると思います。

そういう全体像がわかって

いるからこそ答えられるような相談ももちろんあると思うので、そういう意味では業務にも直接的に役立っていると、私自身は思っています。

【幸村】 池田さんはまだお戻りになられていないんですが、これからどうされる予定ですか。

【池田】 私は、金融庁での勤務を開始する前に、所属事務所を辞めております。温かい事務所です。私は、勝手に、「戻りたい」と言えば戻れるのではないかと思っておりますが、今の業務が元の事務所の業務につながりにくいと考えておまして、おそらく戻らないだろうと思っております。金融庁での勤務を開始してから1年たったころから改めて模索をはじめようと思っております。現段階では未定です。

なお、今の業務で関わっている法案は、弁護士に戻ったときに業務で活かしていくことができるものであろうと考えております。また、行政庁でしか経験できないさまざまな経験も広い意味では業務に活かしていけると思っております。金融庁での任期後にどうするかについては未定ですが、金融庁で得た知識・経験を活かしていきたいと思っております。

【幸村】 増田先生、送り出した側として実際に戻ってきた行政任官者はどうでしょう。

【増田】 今日、皆さん、実際に行かれた方のお話をここでいろいろとお聞きになって、いかに通常の弁護士業務だけ

では得られない経験をなさったかということはいくつもおわかりになったのではないかと思います。実際、私どもの事務所に戻ってきた若い弁護士の話を聞いても、通常の弁護士業務では得られない、やはり得がたい経験を積んだということです。

事務所の立場から申し上げますと、私どものような事務所は人材の多様性ということをお大切に考えております。金太郎飴のように全部同じだと、事務所の活力にはならないわけですね。いろいろな経験と知識を持った人が集まって初めて事務所としての組織力が向上すると考えておりますので、そういった新たな経験を積んだ人が戻ってきてくれることは事務所にとって非常に活力にもなり、既存の人たちにとっても刺激になります。それは事務所の組織力の一層の向上ということに役立っていると考えています。

そんな観点から、基本的に事務所としてはこういった任期付公務員に行きたいという話があれば、できるだけサポートする方向で考えております。

## 後輩へのメッセージ

**【幸村】** 最後に各コメンテーターから一言ずつメッセージということでお願いしたいと思います。

私から申し上げますと、弁護士に復帰して、直接役所か

ら仕事に来るか、来ないかというのは全然別な話で、それ以外も役所での経験は本当に役に立つので、皆さんにも5年くらい弁護士をやった他に何かやりたいなと思ったら、国内留学のつもりで是非役所に行っていたらいいと思います。

**【太田】** 偉そうにメッセージをいう立場にはないので、感想だけ言わせていただくと、私は非常に楽しかったです。違う環境で、かつ自分が知らない人との間で法的な知識も含めて勉強しながら努力するという1年間は素晴らしいものでした。1年して戻ってくるとやはり弁護士の仕事も新鮮で飽きません。気分が変わって弁護士の仕事も楽しくやれています。

私としては珍しくいい選択だったなと自分では思っているのですが、もしそれが少しでも参考になればという気持ちでおります。

**【伊藤】** 私のほうもそれほどお二人と変わらないんですけど、やはり経験として見たときには行政庁の中の経験というのは非常に有益であるし、弁護士業務に直接生きるかどうかはともかく、違う経験をできるという意味で非常にいいんじゃないかと思っています。

特に行政官ならではの経験というのはいろいろありますし、やはり情報収集能力という意味では行政庁に勝るところはおそらくないんじゃないかと思っています。そういう意味

では世の中がどういうふうに動いているのか、その一端を垣間見るといえるか、そういう経験ができたところは非常に良かったと思っています。

**【増田】** 皆さんおっしゃっているとおり、非常に得がたい、貴重な経験をえられる場だろうと、本当にお話をお聞きしていて思いました。弁護士というのはある意味、自分がやりたいと思ったことをやれるところが良さでもありますので、ぜひ興味があれば勇気を持って、不安もいろいろあるのだと思いますが、チャンスのある人はこういった機会をおおいに利用して、自分の経験、あるいは幅を広げていただけたらいいんじゃないかなと、聞いていて思いました。

**【池田】** 私も皆さんとだいたい同じ意見です。まだ弁護士に戻っていないので具体的にこういうふう良かったということを、弁護士という立場で言えないのが残念ですが、金融庁で勤務させていただいて本当に良かったと思っています。

組織の中で仕事をするという機会、いろんな人と仕事をする機会というのは大きな事務所でしたらあるにしても、法制局で条文の審査を受けることとか、他省庁との折衝とか、弁護士としては得がたい経験を数多く得ることが出来ます。金融庁での勤務後に職に就けていないという弁護士は特に聞いておりません。金融庁で勤務している任期付き

の法曹資格者はたいへん仲がよくて、任期を終えられた方も含めて、1年に1回程度飲み会などで集まっておりますが、任期を終えられたみなさんは、金融庁での経験等を活かして生き生きと業務をこなされているように見受けられます。皆さん、ぜひ機会があれば行政庁で勤務することも考えてみていただければと思います。

**【幸村】** 鈴木さんも一言お願いできますか。

**【鈴木】** 金融庁として、やはり来ていただくのであれば組織になじんでいただいて働いていただきたいと思います。先ほど皆さんが言われたように、組織として仕事をしますし、チームとして仕事を

しておりますので、一体感を持って仕事をやっていただくのが一番かなと思っております。

いずれにしても金融庁はきっと世間では忙しい省庁だと言われていていると思います。確かにそうなんです、1回来ていただけるといい面と悪い面と両方あると思いますが、そんなに変な職場ではないと思いますので、ぜひ来ていただきたいと思います。

**【谷垣】** 今日会場にお見えになっている方々も、公務員とはどんな道なのかということに興味を持って来ていただいたものと思います。先ほどから公務員になったら何かメリットがあるのだろうか、弁護士に戻ってから、公務員時代

の経験が活きるのだろうか、というお話があり、確かにいろいろメリットはあるのだろうとは思いますが、ただ、公務員になったからと言って弁護士業務に即物的に何か役に立つという保証はないわけです。

やはり一番重要なのは、もちろん戻ってきてからもそうなのですが、官庁に行っている間、本当に情熱を持って公務というか仕事に邁進をし、また周りの人たちと人間関係を深めて一生懸命その2年間、3年間を勤め上げてくること、やはり結果としては弁護士のその後の人生にもいい影響を与えるのではないかと、ちょっと偉そうな話ですが、そんな気がいたします。

## Q and A

今日は本当にありがとうございました。せっかく今日、いろいろなコメントの方に来ていただいておりますので、時間ではありますが質問を受け付けたいと思います。

**質問1** 池田さんは、投資サービス法という非常に大きな枠組みの部分の作業をされているわけですが、こういった大きな作業の中のチームというのは、まず課長補佐、企画市場課の中で作業をされると。それから金融審議会第1部会というところで審議がなされてやるわけですが、現実的にはどれくらいのチームのメンバーが審議会向けの作業をされているのか。それから

審議会と作業チームの他に、当然企画の上の、金融庁の上の方々、あるいはさらに投資サービス法についてステークホルダーがいるわけです。私どものような金融機関は当然そうなんです、そういう方々からの働きかけとか、そういうものもおそらく見えているとは思いますが。そのへんのことをちょっとお話しただければと思います。

**【池田】** あまり中身の話を私からしてしまうと、守秘義務との関係でまずいであろうと思いますので。大枠で申し上げますと、組織ですので上の者が決めることになると思います。私は課長補佐ですが、

課長補佐というのは実働部隊です。おそらく課長補佐が一番夜遅くまで働いているのではないかと思います、その作業の前提となる大枠の部分が一番見ているのは、やはり上の者だと思います。

作業をしていく中で指示を受けた部分のチームが作業をします。他のチームも関連してくれば関わることはあります。では金融審議会があるからみんなで作業をするのかと言うと、そのときに作業が必要なチームが中心に作業することになるかと思えます。

チームごとのメンバーがどのような構成か、人数が何人

かということ、そのチームの担当分野の内容等によって違ってくると思います。なお、私は民事責任のチームでして、法曹にはなじみやすい分野を担当しております。私の場合は、他の任期付弁護士等と法的な問題を詰めていくこととなります。また、今の市場課長や投資サービス法令準備室長が司法試験に通って修習も終えた方々で法的な考え方も大変長けておられますので、こういった方々に直接ご判断を仰ぐこともあります。今の内部的な作業ですが、その後法制局で条文の審査を受けるといった作業も行います。また、業法的な部分も関連する部分については、その担当の方々と議論や協議を行います。

私は自分の担当分野の作業のことはわかるのですが、他のチームの作業についてはわかっていない部分が多々あります。たぶん行政の悪いところは縦割りのなところだと思いますが、各チームの作業についてもやや縦割りのなところがありまして、必要なチームとは議論等をするのですが、全体でどう動いているかというのは、たぶん私には把握できていないので、そのあたりについては、申し訳ないのですが明確なお答えができません。

業界との調整も、主要になるチームが調整等をします。私の場合は弁護士会であったり、日弁連であったりということになってきます。なお、

お互いの作業状況をまったく知らずに皆が作業を進めているとちぐはぐな法案となってしまうので、もちろん情報の共有ははかるようにはしています。申し訳ないのですがこれぐらいの答えで留めさせていただきます。

**質問2** ありがとうございます。もう1点、実はお伺いしたいんですが、課長補佐というのは行政の組織の中ではいろんなものを本当に実働で動かしていく要のポジションだろうと思います。こういうところに任期付制度で弁護士を次々に採用していただいているというのは、たいへんありがたいことなのですが、今日は金融庁の方しか来ていないので金融庁の立場でなぜこの要の部分について弁護士をさらに積極的に採用されているかという考えでおられるのか。そのへんをご説明いただければと思います。

**【鈴木】** 先ほども申し上げましたが、金融庁もそうですが、仕事というのは組織でやっています。その中で課長補佐の方々は一番実働部隊の先頭に立つ方々です。しかしながら、仕事の最終的な判断をするのは課長であり、その上の局長であり、最終的には長官、大臣になるわけです。そういう意味でやはり法律の専門家として活躍していただけるような仕事の内容のポジションに来ていただいているわけです。

例えば金融庁の仕事でもいろいろな仕事があるので

が、監督行政的な仕事ですと、そこはやはり弁護士さんはあまりおられないわけです。そういう意味で、やはりやっていただく仕事との兼ね合いだと思います。

**質問3** 短い時間でしたが非常に具体的なお金の話から、これが重要なんですが、弁護士としては得がたい経験としてどういうものがあるかという、非常に重要なお話をいただいて、今日いらっしゃっている方々の中にもぜひやってみたいという方がいれば、今日の座談会は成功だったということになると思います。今年度、金融庁だけではなくいくつかの省庁のポストのヒアリングを弁護士業務委員会（現 弁護士業務センター）でやっているわけですが、この任期付公務員の制度を継続的に発展させていく中で、一つお聞きしておきたいことがあります。

これは受け入れる省庁の側にも、それから入っていく弁護士の側にも両方お聞きしたいのですが、省庁に入って担当する業務はいろいろあると思いますが、いわゆるスタッフ業務ではなくてラインの業務ですね。つまり検査とか審査とか、そういう業務に携わる方々。谷垣先生はまさにそういう業務に携わったわけですが、守秘義務は当然、これは弁護士としての守秘義務、それから公務員としての守秘義務は当然守ることになるかと思っています。

守秘義務は守るという前提

で、例えば自分が弁護士時代に扱ったクライアント、あるいは場合によっては相手方。それを検査する場面になった場合どうするのか。それからもう一つ、今度は省庁にいたときに検査をした対象になる会社。それが依頼者になった、あるいはその相手方になったという場合にどういう考え方をすればいいのか。そのあたり、もちろん全員でなくて結構ですので、省庁の側でどういう考え方をしておられるのか。弁護士の側でどういう考え方をしておられるのか。そのあたりをお聞きしたいと思います。

**【鈴木】** 金融庁の場合、例えば谷垣さんみたいに検査官で採用された場合には、谷垣さんが仮に弁護士時代に某金融機関と関係のある仕事をしていたという場合には、その金融機関の検査には参加させないようにしています。いわゆる利益相反的にならないように配慮はしております。

**【谷垣】** 実際そうでございます。そういう金融機関の検査は担当しておりません。そ

れから、例えば金融機関の検査に行きますと、当然貸出先はいっぱいあるわけで、一般の企業がたくさん出てきて、もちろん顧問先もあれば、顧問先の関連会社もある。そういう先につきましても、自分では査定をせずに他の検査官をお願いしたということが何度かございます。

**質問3-2** 戻ってから金融庁、省庁にいたときに検査の対象になった会社が相談に来たり、もちろん案件は別でしょうけれど。それからその相手方だったりということになった場合はどうするんですか。

**【谷垣】** 例えば、弁護士に戻ってから、顧問先金融機関の仕事をする。あるいは新たな金融機関が顧問先になるというケースもございましたが、もちろん私が金融庁時代に知ったことを守秘義務の範囲を超えて不当に利用することはありません。そのあたりのことについて、鈴木さん、いかがですか。

**【鈴木】** 任期付で採用された場合には、国家公務員法が適

用されますので、例えば民間に戻る場合には国家公務員法第103条の再就職の制限があります。金融庁が監督している業界の金融機関なり保険会社なり証券会社なり、あるいは投資顧問会社などに就職する場合には一定の制限があります。具体的には、例えば再就職先で、金融庁との折衝窓口になるようなポジションに就く場合には人事院の承認が下りません。社内のコンプラ担当になる場合には、承認申請は要りますが、承認が下らないということはありません。この他では、守秘義務は公務員を辞めた後も課されるとか、在職中は、国家公務員倫理法等の規程が適用され、当庁が監督する業界の方々との付き合いに一定の制限がかかります。これらについては、採用時に詳しく説明することとしています。

**【谷垣】** では時間でございませぬので、このへんで座談会を終了させていただきたいと思っております。お忙しいところ本日はどうもありがとうございました。(拍手) **■**